

業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

子育て世代向け横浜の魅力 PR ウェブサイト作成支援業務委託

2 履行期限

契約締結した日から令和6年3月31日まで

なお、業務内容別の履行期限については個別に指定した期限による

3 履行場所

こども青少年局企画調整課

受託者社内及びその他委託者の指定する場所

4 業務目的

横浜市の「子育て応援サイト・アプリ」(仮称)(※現在制作中)や「横浜移住サイト」(<https://iju-sumu.city.yokohama.lg.jp/>)とは異なるポジショニングとして子育て世代向け横浜の魅力PRウェブサイトを立て、一体となって子育て世代に横浜への愛着や居留意欲の醸成を促すことを目的・役割とする。各サイトのポジショニングについては、「(別添資料2) 補足資料_概念図」及び「(別添資料3) 子育て応援サイト・アプリ仕様書」を参照すること。

- ・「子育て応援サイト・アプリ」(仮称)や「横浜移住サイト」では十分に紹介しきれない子育てに関する魅力的な情報を提供する
- ・横浜で育つ子ども(=はまっこ)の目線を重視しながら、横浜に住むことを選択(移住・定住)を後押しする
- ・横浜で子育てする際の魅力や利便性を実用面から訴求する

上記の目的を達成するために、令和6年度に構築するスマートフォン用ウェブサイト及びPC用ウェブサイトに盛り込む「子育て世代向けの横浜の魅力」の整理や、それを基にしたコンセプトメイキング、及びウェブサイト制作の設計図(画面のレイアウトや階層構造など)を作成する。

5 プロジェクト管理

(1) 統括担当の設置

業務全体の統括及び委託者等との調整窓口等を担う統括担当を、契約後速やかに設置すること。

また、本件を担当するデザイナー、エンジニアなど、実際に制作を行うものを含めた本市との打合せを適宜設定すること。

(2) 全体のスケジュール管理

統括担当は契約後すみやかに本業務に係る全体スケジュールを委託者に提示し、承認を受けること。

(3) 留意事項

適正かつ確実な業務遂行体制を作ること。また、委託者からの求めがあった際には、すみやかに

報告が可能な状態にすること。

6 業務内容

(1) 子育て世代向けの横浜の魅力の整理及びコンセプトメイキング

ア 調査・分析

委託者が提供するデータや受託者の持つ知見及び受託者が独自で調査・収集した情報に基づき、ウェブサイト上で横浜市への愛着や居留意欲の醸成を促すための「子育て世代向けの横浜の魅力」の整理を行う。

イ コンセプトメイキング

整理にあたっては、「①市内外の子育て家庭のニーズ」「②ニーズに対応した、横浜市が提供できる（もしくは市内に存在する）シーズ」をまとめること。

ウ 報告書作成

ア及びイの業務内容をまとめた報告書を作成すること。

(2) 子育て世代向け横浜の魅力 PR ウェブサイト構成業務

(1)の成果をもとに、業務目的に則して以下の項目を作成すること。

ア ウェブサイトトップページ・タイトル・タイトルロゴの企画立案

利用者の見やすさ、使いやすさを考慮したデザイン・レイアウトにすること。また、利用者が「新しい発見」、「ワクワクする高揚感」を感じられるデザインとすること。

イ 紹介記事、取材記事のコンテンツ企画立案

紹介記事については、概ね 100 点の記事を掲載することを前提に、利用者の見やすさ、使いやすさを考慮したコンテンツを企画すること。また、横浜で子育てする際の魅力や利便性を実用面から訴求する記事にすること。リリース後の更新のしやすさにも考慮すること。

取材記事については、月 1 回追加更新することを前提に、利用者の見やすさ、使いやすさを考慮したコンテンツを企画すること。また、横浜で育つ子ども（＝はまっこ）の目線を重視した、「伝える」ではなく「伝わる」記事にすること。

ウ 市内の子育て世帯とのコミュニケーションが可能なコンテンツの企画立案

年 4 回程度実施するコンテンツ（ハッシュタグキャンペーン、既存のプラットフォームを活用したテーマ型のアイデアや意見募集など）を企画すること。なお、この規格の導入に合わせて新規にシステムを開発することは想定していない。

エ サイト構成資料作成

ア～ウの内容を整理し、以下の各項目も考慮したサイト構成資料を作成すること。

- ・(1)で整理した魅力を、市内外の子育て家庭に対して効果的に訴求できる構成・レイアウトとすること。
- ・ターゲットがウェブサイトを訪れた際、求めているニーズに対する情報をスムーズに手に入れることができるような構成とすること（SEO 対策を施すこと）。
- ・利用者の見やすさ、使いやすさを考慮したデザイン・レイアウトにするとともに、各ページのデザインには統一性を持たせ、利用者の CX の質を高めるよう工夫すること。
- ・総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」、及び WAIC の「ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン」に基づき、アクセシビリティ JIS 規格（JIS X 83431-3:2016）のレベル AA に可能な限り準拠すること。ウェブサイト閲覧者のアクセシビリティを高めるよ

う配慮すること。

※みんなの公共サイト運用ガイドライン

http://www.soumu.go.jp/main_content/000439213.pdf

※ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン

<http://waic.jp/docs/jis2010/accessibility-plan-guidelines/201308/index.html>

7 ウェブサイトの想定内容

(1) 機能・コンテンツ

ア 言語

日本語で制作

イ タグの挿入

ページごとのアクセス数、利用しているブラウザの種類、アクセス日時、アクセス元の地域等の解析ができるようにするため、Google Analytics、Google search console のタグ設置及び設定を行うこと。なお、所有権は横浜市に帰属するものとする。また、利用者の情報の処理を許可するためのプライバシーポリシーについて、必要事項を明記すること。

ウ 最低限組み入れを想定しているコンテンツ等

◆【要新規製作】ウェブサイトトップページ画像（複数点）、タイトル、タイトルロゴ

◆【要新規制作】横浜市内での子育てに関する記事（事業や場所等の紹介記事（約 100 点）、取材記事（月 1 本追加更新）

◆【要新規制作】市内の子育て世帯とのコミュニケーションが可能なコンテンツ

（例）ハッシュタグキャンペーン、既存のプラットフォームを活用したテーマ型のアイデアや意見募集など（年 4 回程度）

◆横浜市ウェブサイトをはじめとした関係サイトへのリンク

エ テストページ

(ア) ページ確認の際には「Adobe xd」などのプロトタイピングツールを用いるなど、実際の画面遷移やインタラクションの動作を確認できるようにすること。

(イ) 公開前に委託者が事前確認するためのテストサイトを受託者にて設置すること。

オ 対応ブラウザ

スマートフォン、PC、タブレット端末からの閲覧は 6:3:1 程度であることを想定し、スマートフォンやタブレット端末等のデバイスと同様の内容を PC 用ホームページでもスムーズに取得できるように、デバイスに応じてウェブサイトの表示を最適化する仕組みを取り入れること。具体的には、次に示すブラウザ環境での閲覧を想定すること。また、スマートフォンページと PC ページのサイト間で転送設定の確認を行うこと。

(ア) スマートフォン

iPhone 及び Android 搭載スマートフォンの標準ブラウザ

(イ) パソコン

mac OS 版、Microsoft edge、Mozilla Firefox、Safari、Google Chrome の最新版

(ウ) タブレット端末

iPad 及び Android 搭載タブレットの標準ブラウザ

カ 画面サイズ

デバイスの画面サイズとして少なくとも以下の環境で快適に閲覧可能なよう設計すること。

- ・ iPhone SE（第1世代）（論理ピクセル数 320×568）
- ・ iPhone SE（第2世代）（論理ピクセル数 375×667）
- ・ iPad（9.7インチモデル）縦持ち（論理ピクセル数 768×1024）
- ・ iPad（9.7インチモデル）横持ち（論理ピクセル数 1024×768）
- ・ SXGA ディスプレイ接続 PC、スケーリング 100%（論理ピクセル数 1280×1024）
- ・ WXGA ディスプレイ内蔵 PC、スケーリング 100%（論理ピクセル数 1366×768）

キ その他

(ア) 構築したウェブサイトの設計書を提出すること。

(イ) サーバ環境を構築する場合、本ウェブサーバの構成要素を一覧化して提出すること。

なお、公開画面と管理画面を別のサーバで管理する場合、それぞれについて提出すること。

(ウ) 構築したウェブサイトは、リンクチェック、アクセシビリティチェック（画像の代替テキストのチェックを含む）、HTML エラーチェック、ブラウザチェックを行い、検証結果一式の資料を提出の上、公開前に必ず委託者の了解を得ること。

(エ) 更新作業（取材・記事作成・企画含む）は受託者による実施を想定している。ただし、作業に当たっての横浜市との協議及び確認は、必須とする。

(2) ウェブサイト運用

ア セキュリティ

「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン」及び「Webアプリケーションの作成基準」に準拠し、下記の要件を満たすものとする。疑義が生じた場合は、委託者と受託者間で協議の上で決定する。

(ア) ウェブサイト全体の HTTPS 化

ウェブサーバ上で公開するウェブサイトの全てのページを、HTTPS 通信により暗号化（SSL/TLS 暗号化）して配信すること。また、ウェブサーバは Qualys SSL Server Test において A 以上の判定となるよう構成すること。なお、SSL/TLS 暗号化にあたり発生する費用についても、本業務の費用に含めること。

(イ) ウイルス対策

ウェブサーバ環境の OS やソフトウェア等については、常に最新バージョンを維持し、ウイルス感染やサーバへの攻撃等を防止すること。ウイルス対策ソフト導入や、その他同等と考えられる対策がとられているサービスを利用することにより、定期的にウイルスのチェックを行い、発見した場合は、委託者へ報告の上、速やかに駆除すること。

(ウ) 情報セキュリティを確保するための体制の確保

脆弱性を利用したサイバー攻撃の情報を常に入手し、リスクの大きさに応じて緊急に対応できる体制を確保すること。その上で、公開している情報システム等に対し、脆弱性を利用した攻撃が実際に行われていることが判明した場合には、当該脆弱性を持つソフトウェアを脆弱性のないバージョンに即時にアップデートするなど、迅速な対応を行うこと。なお、WAF（Web Application Firewall）や仮想パッチ等の、脆弱性を利用した攻撃を防ぐ仕組みを導入することによる対策も可とする。また、GDPR に適切に則り、その際プライバシーポリシーへの必要事項の明記を行うこと。

(エ) 管理者の認証

万が一、管理者ID、パスワードが漏えいしたとしても、直ちに不正アクセスが生じ得ない仕組みとすること。

イ サーバ

(ア) サーバ、サーバ証明書は受託者が用意することを想定している。

(イ) ドメインについては、横浜市のドメイン名である「city.yokohama.lg.jp」のサブドメイン名を利用すること。

ウ 広告運用

(ア) 配信設定

配信設定はクリックやコンバージョンの実績等の各種指標を分析しながら、委託者と協議の上、横浜市近郊に住む子育て世代により効果的な広告配信となるよう随時調整を行い、事業効果の最大化を図ること。広告プラットフォームは、ターゲットへの到達確度の高いメディアを選択するものとし、目的に応じた最適な配信方法や配信回数を設定すること。また、選択したプラットフォームに広告を最適化するための画像・コピーライティングの編集についても併せて実施すること。

(イ) KPI の設定

広告によって達成可能なウェブサイト誘導数について、KPIを設定すること。バナー広告によって達成するウェブサイト誘導数は、1万回以上のクリックを目安とする。その他、独自に提案する指標があれば、効果検証に関するスキームとともにKPIを設定すること。なお、KPIで示した各種数値を達成した場合も、予算総額の限り、事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

ウェブサイト誘導数等のKPIが達成されない場合の対応については、委託者と協議の上、KPIの扱い等について決定するものとする。

(ウ) 広告配信時期

広告の配信時期については、転入等に合わせた最適なタイミングで実施すること。

(エ) アクセス情報の蓄積

配信した広告からサイトへの流入状況を計測し、今後のより効果的な広告運用に資するため、配信する広告のリンク先URLにパラメータ等を設定してリマーケティングリストを蓄積し、配信広告と子育て世代向け横浜の魅力PRウェブサイトのGoogle Analyticsとの連携設定等を適切に行うこと。

(オ) 適正な広告配信の実施

委託者の信用やブランド価値を毀損するようなサイトに広告配信がされないよう必要な対策（ブランドセーフティ）を実施すること。

また、広告表示の際に、サイトユーザーが実際に閲覧できる状態にあったのか（ビューアビリティ）を計測するとともに、広告が人に対してではなく機械（ボット）に表示される（アドフraud）ことがないようにするなど、広告価値が毀損されないよう必要な対策を実施すること。

(カ) 効果測定

情報発信による効果（表示回数・クリック率・ページ流入数・インプレッションシェア）を数値として可視化するなどして、測定したうえで、次年度以降の示唆につながるような分析と

レポートを行うこと。

エ SEO 対策

サイトへの訪問者を増やし、サイト内の回遊、満足度を最大化するための SEO 対策（内部施策、外部施策、コンテンツ制作など）を実施する構成を作成すること。

8 著作権の処理

- (1) 本件委託にかかる著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は委託者に帰属し、受託者は著作者人格権の行使をしないこと。
- (2) 制作等にあたり、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (3) 本件に使用する映像、写真、原稿、イラスト等については、事前の受託者からの承諾なしに、委託者の別の事業の中で使用することがある。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

9 納入成果物

次の資料を納品すること。ただし、作業実施計画書は契約締結後、委託者が指定した時期までに納入し、承諾を得ること。

納品物は電子ファイル（PDF 形式及び MS-Office 形式のファイルを保存した DVD-R 等）正副 2 枚で納入する。以下の納入物以外のドキュメントまたは異なる内容で納入する場合は、委託者と受託者間で協議するものとする。

【契約締結後、指定した時期まで】

- ・子育て世代向け横浜の魅力の整理及びウェブサイト作成支援にかかる作業実施計画書

【令和 6 年 3 月 13 日まで】

- ・横浜での子育て魅力 PR ウェブサイトの構成について（項目 6 (2) に示す資料）

※令和 6 年 2 月 15 日までに中間報告を実施すること

【令和 6 年 3 月 31 日まで】

- ・横浜での子育て魅力整理及びコンセプトメイキング結果報告書（項目 6 (1) に示す資料）

※令和 6 年 2 月 15 日までに中間報告を実施すること

10 個人情報の保護

本契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項の遵守

本契約による事務を遂行するにあたっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

12 秘密の公開の禁止

受託者が、委託業務の履行に伴い、またはこれに関連して知り得た業務上の資料または知識を第三者に漏えいすることを禁止する。

13 適用文書

本業務は、委託者が用意する以下に基づき実施すること。

- (1) 委託契約約款
- (2) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項
- (3) 横浜市インターネット情報受発信ガイドライン

受託者は、本業務を遂行するにあたり、可能な限り「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン」を遵守しなければならない。本ガイドラインを適用できない項目については、委託者と受託者間で協議するものとする。

- (4) Webアプリケーションの作成基準

受託者は、ウェブアプリケーションの開発にあたり、可能な限り「Webアプリケーションの作成基準」に従うこと。本作成基準を適用できない項目については、委託者と受託者間で協議するものとする。

- (5) Webアプリケーションの脆弱性チェックリスト

受託者は、ウェブアプリケーションの開発にあたり、可能な限り「セキュリティ実装チェックリスト」に記載の、脆弱性への対策を行うことを必須とする。

14 一般事項

- (1) 本業務の進捗状況については、委託者に適宜報告すること。
- (2) 業務の実施に際しては、委託者からの指示に基づき、十分に協議を行うこと。
- (3) 本業務の進捗管理等必要があるときは、打合せを行う。
- (4) 業務内容及びその他必要事項について疑義が生じた際は、委託者と速やかに協議の上対応すること。
- (5) 本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に疑義のある場合には、委託者と事前に協議し、その指示に従うこと。